

(主催者用)

露店等の火災予防に関する安全管理について

- 1 露店が開設できない場所
 - 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防器具庫の出入り口から5 m以内
 - 消防自動車の進入路等の付近
 - 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

- 2 火気使用器具等
 - 火気器具等の近くには可燃物を置かない。
 - 火気器具等は、安定した不燃性の台又は板（金属製のものを除く）の上で使用すること。
 - 火気器具等の取扱説明書に基づき使用すること。

- 3 消火器具
 - 火気器具等を使用する場合には、消火器（10型粉末消火器）を準備すること。
 - 消火器は、点検し使用に際し安全であること。

- 4 LPガスの保管取扱い
 - ボンベは火気から2 m離れた場所で、摂氏40度以下で保管する。
 - ボンベは倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない場所に置くこと。
 - 器具やホースは、LPガス専用のもを使用する。
 - ゴム製ホースは、ガス漏れを点検し、ひび割れや古いものを使用しない。
 - ゴム製ホースは、適正な長さで取り付け、取り付け部分はホースバンド等で締め付ける。
 - ゴム製ホースは、2本以上接続しないこと。

- 5 カセットコンロ
 - カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は使用しないこと。
 - カセットボンベは、正しく装着すること。
 - カセットボンベは、直射日光や火気の近くを避け保管する。

6 電気器具

- たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにする。
- 水がかかる場所に設ける場合には、防水性能を有するものを使用する。

7 携帯発電機

- 事前に燃料を注油し、開設後に注油しない。
- 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがない場所で使用すること。
- 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- 排気ガスが携行缶、ボンベ及び可燃物に当たらないようにする。
- 取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

8 危険物容器

- 危険物を貯蔵し取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
- 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁を操作し圧力を抜くこと。
- 危険物容器は、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないようにすること。

9 放火防止対策

- 無人となる場合には、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- 可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防炎品の使用等、放火を防止する対策を講じること。

お問い合わせ先

新見市消防本部・消防署 0867 (72) 2810

大佐分署 (98) 2131 哲多分署 (96) 2131

神郷分署 (93) 5012 哲西分署 (94) 2103